

- 十、同 業 主 懇 因
  - 十一、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十二、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十三、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十四、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十五、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十六、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十七、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十八、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 十九、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
  - 二十、同 業 主 懇 因 年 三 月 三 日
- 東 洋 小 學 工 業 視 察 員 養 護 會 編

財團 謝賜會福岡出張所

財團 協調會福岡出張所

議を進め居りたる處全總九州聯合會の資金値上闘争に刺戟せられ二月二十七日現場主任迄待遇改善方を申出たるも握潰にされたる爲三月二日突然罷業を敢行したのである。

十二 要 求 事 項

- 1、臨時昇給として日給の一割増額
- 2、皆勤賞與として日給一日分支給
- 3、残業時間に對し時間給を支給
- 4、解雇手當を支給されたし
- 5、定期昇給制度を確立されたし
- 6、退職金を各自名義の通帳にせられたし
- 7、犠牲者を出さざること
- 8、争議中の日給並費用工場負擔のこと

十三 經 過